

I 線量管理義務化に向けた国内動向と海外の現状

3. 「医療被ばくを評価するデータを電子的に記録するためのガイドライン」の概要

奥田 保男 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構情報基盤部

2018年4月に診療報酬に「画像診断管理加算3」が新設され（特定機能病院に限定）、さらに、6月には厚生労働省の「医療放射線の適正管理に関する検討会」より医療被ばくの記録の義務化を進めるといった方針も示された。医療被ばくに関する情報を記録するに当たり、これを電子的に行う、あるいは手書きするなどの方法が考えられる。

本稿では、電子的にこれを行う場合に限定し、日本放射線技術学会（以下、JSRT）が示している「医療被ばくを評価するデータを電子的に記録するためのガイドライン（以下、本ガイドライン）」¹⁾について、本ガイドラインの構成に従い解説するが、詳細については解釈上の齟齬を危惧するため、原文を読まれることを推奨する。

背景と経緯

2015年6月に、わが国における診断参考レベル〔最新の国内実態調査結果に基づく診断参考レベルの設定（以下、DRLs 2015）〕が公表され、医療機関において自施設の実態把握やほかの施設との比較といった医療被ばくに関する関心が高まってきている。しかし、医療被ばくに関連する情報を電子的に収集・記録するための手法を簡潔に示すドキュメントについては、DICOMとして標準規格は存在しているが、実用性を含めたドキュメントは存在していない状況であった。

また、今でこそ「診療報酬としての加算」や「記録の義務化」などが示された

ことで、医療被ばくに関連する事項に対し社会的な関心が広がっているが、これに先行して本ガイドラインの必要性について、JSRTにおいて2014年度から議論されている。2015年度にはJSRTの防護委員会の配下に医療被ばく評価関連情報班が設置され、医療機関が医療被ばくに関連した情報を収集・記録するために必要となる技術や運用について、日本画像医療システム工業会（以下、JIRA）も含め議論が進められた。この議論の結果をガイドラインとしてとりまとめ、2018年の6月に第1版が公表された。

なお、本ガイドラインは医療機関に従事する者を対象として書かれているが、これに対応する形で、企業向けに「放射線照射線量レポートの取り扱いガイドライン—標準的な線量情報と通信手段について—: JESRA TR-0044²⁰¹⁸」がJIRAから出されている。これについては本特集号の別稿（「放射線照射線量レポートの取り扱いガイドライン」の概要、13～15ページ）に詳細が示されているので参考にしてほしい。

ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインが対象としているモダリティはCTのみであり、主にRadiation Dose Structured Report（以下、RDSR）を利用し、情報を収集する時に必要となる標準的な技術的要件および代表的な情報連携のユースケースについて示している。

なお、ほかのモダリティへの対応につ

いても今後検討が進められると思うが、RDSRの利用およびユースケースについては本ガイドラインに示されている内容とさほど相違はないと思われる。異なる点としてあえて言うまでもないであろうが、モダリティごとに入力すべき情報に違いがあるため、これを入力するためのRDSRに示されるテンプレートはおのずと異なっている。

RDSRに関する説明

CT装置関連の国際規格であるInternational Electrotechnical Commission (IEC) などの動向を考慮すると、医療被ばくに関連した情報の収集・記録には、RDSRを利用することが今後の主流と言える。

1. RDSRの構造

図1の上段に、structured report（以下、SR）の基本構造であるBasic Text SRオブジェクトの構造を表として示す。前半の〈Patient〉〈Study〉〈Series〉などは対象となる検査との紐づけ情報であり、CT検査における被ばくに関連した情報は、後半部分の〈Document〉の部分にテキスト構造テンプレートとして〈TID 10011〉が使われ、この下部構造に詳細情報を参照するテンプレートとして〈TID 10002〉〈TID 10012〉〈TID 10013〉がある。なお、ここに入力できる値などについては、本ガイドラインの「5.2.1 RDSR」の項を参照してほしい。